

【2010年12月15日発行】

---

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第15号 ■

---

---

妻や子ども など「同居の親族」のみを雇用する事業も  
「中小企業退職金共済制度」に加入できるようになりました。

---

単独では退職金制度を備えることができない中小企業のために、中小企業者の相互共済の仕組みによる退職金制度である「中小企業退職金共済制度」について、厚生労働省はこのほど、「中小企業退職金共済法施行規則」を改正しました。

この改正により、これまでこの共済制度に加入できなかった「同居の親族」のみを雇用している場合でも、事業主との間に使用従属関係が認められる「同居の親族」については、「従業員」として加入できるようになりました。外部から従業員を雇わず家族だけで事業を営んでいる場合、使用従属関係が認められれば妻や子どもなどもこの制度に加入できるようになります。

<改正規則は平成23年1月1日から施行>

【加入手続きはこちら】

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/new/index.html>

---

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★注意事項についてはこちらをご覧ください。

<http://merumaga.mhlw.go.jp/>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにもかかわらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製を行うことができます。

=====